

安倍軍拡は

どこへ向かうか

防衛大綱と概算要求にみる新段階

あ の と き / そ れ か ら — 戦 争 法 成 立 か ら 三 年

戦争法、または安保関連法（政府の呼び名では「平和安全法制」）成立から三年がたった。

二〇一五年九月、衆・参両院とも強行採決により成立した一一からなる法律群（新法「国際平和支援法」および「自衛隊法」「PKO協力法」「米軍等行動関連措置法」などの改正法）は、翌年三月施行され、それぞれの根拠法に、自衛隊と米軍とのあらたな「任務・行動・武器使用権限」領域を確立させた。いくつかの分野、たとえば、米艦防護（自衛隊法九五条の二に付加された「合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用」）や、米

まえだ・てつお ジャーナリスト。軍事評論家。一九三八年生まれ。編著書に『戦略爆撃の思想』『日本軍事入門』などのほか、『自衛隊 変容のゆくえ』（岩波新書）、『岩波小辞典 現代の戦争』『PKO……その創造的可能性』（岩波ブックレット）、『有事法制 何がめざされているか』（同）『ハンドブック 集団的自衛権』（同、共著）など多数。

前田哲男

国に向かう可能性のある弾道ミサイルの破壊措置命令のように、すでに実行段階にはいった任務もある。

戦争法の核心である集団的自衛権の容認という九条タブー破壊によって切りひらかれた自衛隊と米軍の新動向は、本誌連載の「ルポ・軍事列島」に詳報されているが、それとともに、より本格的な〈壊憲波動〉が準備されつつあることを知っておかなければならない。すなわち、施行された戦争法制を長期防衛方針に組みこみ、五年単位の予算として按分し、新兵器・部隊を調達、編制していく作業、言い換えると「集団的自衛権を行使する自衛隊」にふさわしい形式と実質をつくりだす、法と現実の一致への動きである。

その輪郭が、この八月二八日に公表された「二〇一八年版防衛白書」、翌二九日に初会合がもたれた「防衛計画の大綱」改定のための「安全保障と防衛力に関する懇談会」、そして三〇日提出の「来年度防衛予算概算要求」から見えてくる。

日どりが連続したのは偶然だとしても、開始起点がどれも二〇一九年度なのだから、準備が八月に集中するのは当然といえる（それに来年度は「中期防衛力整備計画」中期防の初年度にあたる）。したがって、八月末の三日間につづいた文書公表と会合は、戦争法に盛りこまれた枠組みを長期防衛戦略Ⅱ「防衛計画の大綱」に反映させ、かつ、兵器調達五カ年計画Ⅱ「次期中期防」で固定予算化する準備、と受けとめられる。さらに水面下では、日米軍・軍連携の基盤となる「15年ガイドライン」Ⅱ「日米防衛協力のための指針」の再改定作業も急がれている。

そこで、「八月の三日間」を手がかりに、以下、安倍軍拡のねらいと非合理Ⅱ改憲の先どりの内実を見ていく。

防衛白書——「異例の予告」

「白書」とは、行政活動の年次報告にあたる文書で、防衛白書の場合、「おおむね六月までの一年間の防衛省・自衛隊の各種施策を紹介」とされ、従来は過去一年間の政策説明にとどまっていた。しかし今年版はおもむきがちがう。序文

（刊行に寄せて）で小野寺五典防衛大臣は次のように述べる。

北朝鮮は、本年に入ってから対話の動きを見せていますが、例えば、今なお、わが国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有し、これを実戦配備しているという事実は、看過できるものではありません。……わが国としては、今後の北朝鮮による具体的な行動をしっかりと見極めていくことが必要です。

こう「板門店宣言」や米朝首脳会談とは明確に一線を画す見方をしめた。昨年版になかったつよい調子だ。そこには、朝鮮半島情勢が対話・交渉路線に動くのをみとめたくない心情——とくに、イージス・アショア（地上発射型弾道ミサイル迎撃システム）の導入予算を要求していること——が影響しているのはまちがいない。不要論や高額批判への牽制、そして配備先に指名した秋田市（新屋演習場）と山口県萩市（むつみ演習場）周辺住民の反対運動を抑えこむ意図があるからだろう。さらに、小野寺「序文」は、つづけて次期「防衛計画大綱」と「中期防」にもふれる。

（大綱・中期防の見直しにあたっては）従来の延長線上ではなく、国民を守るために真に必要な防衛力のあるべき姿を見定めていく考えです。……今後とも、国際協調主義に基づ